

○国立大学法人筑波大学における会議等の開催方法の特例を定める法人規則

〔 令和2年7月30日
法人規則第41号 〕

国立大学法人筑波大学における会議等の開催方法の特例を定める法人規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学に置かれる会議、委員会等（以下「会議等」という。）について規定する法人規則等の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遠隔会議 映像及び音声の送受信により会議等の構成員の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるウェブ会議システム等を利用する方法により開催するものをいう。
- (2) 書面審議 会議等の構成員が一堂に会することなく、郵便、電子メール等により、事案の概要を記載した文書を構成員に送付し、その意見を聴し、又は賛否を問う方法により開催するものをいう。

(開催方法の特例)

第3条 会議等は、当該会議等の構成員を招集し、対面により開催することを原則とするが、次の各号のいずれかに該当するときは、遠隔会議又は書面審議（以下「遠隔会議等」という。）により、開催することができるものとする。

- (1) 大規模災害その他の不測の事態により、対面による会議等を開催することが困難であるとき。
 - (2) 緊急に会議等を開催する必要がある場合であって、対面による会議等を開催することが困難であるとき。
 - (3) その他会議等の長（以下「議長等」という。）が必要と認めるとき。
- 2 遠隔会議等による会議等の開催の可否は、当該会議等の議長等が議題等を勘案して、開催の都度、決定するものとする。
- 3 議長等は、遠隔会議等により会議等を開催する場合には、事前に、電子メール等により、その旨を当該会議等の構成員に周知するものとする。

(遠隔会議の構成員の責務)

第4条 遠隔会議により開催する会議等の構成員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議等の録音又は録画を行わないこと。
- (2) 居室その他これに類する施設において、構成員以外の者が立ち入らないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 音声及び映像の漏えいを防ぐため必要な措置を講ずること。

(定足数の確認方法等)

第5条 遠隔会議により開催する会議等の定足数の確認は、当該会議等の議長等が開催の都度、構成員の参加状況を確認することにより行うものとする。

2 遠隔会議により開催する会議等へ参加した構成員は、当該会議等に出席したものとみなす。

(議決)

第6条 遠隔会議により開催する会議等の議決は、当該会議等の議長等が構成員の意見を聴いて定めた方法により行うものとする。

2 書面審議により開催する会議等の議決は、当該会議等の議長等が、構成員から書面、電子メール等により賛否を得る方法により行うものとする。

(傍聴)

第7条 遠隔会議により開催する会議等における傍聴の可否は、当該会議等の議長等が議題等を勘案して、開催の都度決定し、開催通知の際に周知するものとする。

2 議長等から傍聴の許可を受けた者（次条第1項において「傍聴者」という。）は、第4条に規定する事項を遵守しなければならない。

(会議資料の管理)

第8条 会議等の構成員（傍聴者を含む。次項において同じ。）に対する会議資料の配布については、電子メール、オンラインストレージシステム等を活用するとともに、パスワードを設定するなど、情報セキュリティの確保に必要な措置を講ずるものとする。

2 会議等の構成員は、受領した会議資料について、当該資料ごとに指定された情報の格付けに従い、適正に管理するものとする。

(議事の記録)

第9条 議長等は、遠隔会議により会議等を開催する場合であって、議事録の作成を目的として議事を記録する必要があるときは、当該会議等の構成員の同意を得て、音声又は映像により記録することができるものとする。

(その他)

第10条 この法人規則に定めるもののほか、遠隔会議等による会議等の開催、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この法人規則は、令和2年7月30日から施行する。

2 この法人規則の施行の日前に開催された遠隔会議等による会議等については、この法人規則の規定により開催したものとみなす。